

権力と社会運動——野宿者運動の問い

本稿は、ホームレス自立支援法が制定された 2000 年前後に、大阪の野宿者運動において交されたホームレス自立支援法及び NPO をめぐる論争のイデオロギー分析を行う。本稿の関心は、野宿者問題をめぐって行政と運動の間にどのようなヘゲモニー闘争があったのか、それに規定されて、野宿者運動の中でどのような応酬があったのかを、行政／市民社会／野宿者運動の権力関係の中で捉えることにある。本稿は、具体的に 3 つの課題を追究する。一つ、大阪の野宿者運動を野宿者像、野宿観、行政観について分析する。そして 3 つの野宿者運動（運動を反失業運動とするもの、反貧困運動とするもの、反排除運動とするもの）に整理する。二つ、野宿者運動の整理に基づき、野宿者運動を行政対抗型、行政提携型に類型化し、それぞれの特徴を対照させる。三つ、この類型を用い、野宿者運動と行政の関係について分析する。まず、行政がイデオロギー的、制度・法的に野宿者運動をどう包摂しようとしたかを見る。次に、NPO をめぐる対抗型と提携型の論争にどのような運動論的な意味があったかを見る。最後に、NPO が行政の支配の手段になるか、運動の戦線拡大の拠点になるかという「ヘゲモニー闘争の塹壕」（A. グラムシ）であることを指摘し、それが野宿者運動の対抗型と提携型の論争に対してどのような意味をもったかについて議論する。

キーワード：野宿者運動、ヘゲモニー、NPO（特定非営利活動法人）

1 課題と方法

2002 年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（ホームレス自立支援法）が制定され、政府・地方自治体（行政）¹⁾の野宿者対策が本格化した。行政は、公園や河川敷の野宿者のテント・小屋を撤去した。そして、野宿者を自立支援センター等の施設に入れ、また、生活保護を給付してドヤやアパートに入れた。その結果、野宿者は減った²⁾。他方、長期不況の中、雇用の非正規化と削減が進み、失職と同時に住居を喪失する派遣労働者や、若者を中心とする「ネットカフェ難民」の問題が浮上した。その一部が街頭へ排出された³⁾。その結果、野宿者の出自や構成が拡散した。（狭義の）野宿者問題から（多様な困窮者を含む）ホームレス⁴⁾問題へ。今、野宿者問題が変容しつつある。

住民が街頭の野宿者を排除する。行政が問題解決を図って施策を行う。（野宿者）運動団体がそれと対抗／提携する。その様子をマスメディアが報道する。野宿者問題は、これら諸アクターの相互作用の中で構築される⁵⁾。A. グラムシ風にいえば、次のようになる。市民社会は、「支配と被支配、指導と被指導をめぐる複合的ヘゲモニー⁶⁾関係の場」〔松田 1995：7〕である。行政と運動団体は、そこで、野宿者問題をめぐるヘゲモニー闘争を行う。野宿者問題は、その闘争の中で構築される。

本稿は、運動団体のイデオロギー分析を試みる。ヘゲモニー闘争は、まずイデオロギー闘争としてある。つまり、「感性・理性に訴えるイデオロギー的ヘゲモニー面」〔柴田 2000：270〕の闘争である。本稿は究

極的に、その背後にある現代国家と市民社会の権力関係に関心を抱く⁷⁾。「近代民主主義の巨大な構造は、国家組織としても、文化生活のなかの各種結社の総体としても、政治技術にとっては、陣地戦のために構築された『塹壕』や要塞のようなものである」[グラムシ 1961 : 196]。野宿者問題は、行政と運動団体の塹壕制覇の一戦線である。研究にとって、それは現代社会の解剖の一断面である。

社会学には、社会運動研究の蓄積がある [Tarrow 1998; 曾良中ほか 2004; 日本社会学会 2006]。そこで、資源動員論や政治過程論、「新しい社会運動」論による社会運動の発生や展開（運動の形式）が分析される。そこから次の事柄が導出される。社会運動の研究には、まず、運動のイデオロギー（認識と理念）の分析が欠かせない。それにより社会運動の意味が明らかになる⁸⁾。次に、行政権力（国家権力）の分析が欠かせない。それにより社会運動の位置が明らかになる⁹⁾。社会運動の研究は、イデオロギーと行政権力（運動の中身）の分析を以て完結する。このことは、野宿者運動の分析にも妥当する。

このような関心のもと、本稿は、次の課題を設定する。一つ、運動団体の言説を分析する。分析の要点は、野宿者像（野宿者が抱える問題をどうみるか）、野宿観（野宿をどう考えるか）及び行政観（行政にどのような態度を取るか）に絞る。その上で、野宿者運動の類型化を試みる。本稿の関心は、運動団体を知ることではない。野宿者運動のイデオロギー編制を知ることにある。二つ、野宿者運動と行政の権力関係を分析する。以て、運動と行政のヘゲモニー闘争の一端をみる。そこではとくに、NPO（特定非営利活動法人）に焦点を当てる。

本稿にいう運動団体とは、野宿者の支援／援護の諸活動を行う集団（労働組合や政治結社、宗教団体、ボランティア団体）をいう。本稿では NPO は含めない。支援（援護）者だけの団体も、野宿者を含む団体も、（元）野宿者を中心とする団体もある。この点を承知の上、本稿では、それらの団体の運動を「野宿者運動」と一括する。運動団体は、野宿者の代弁者として、野宿者問題の重要な牽引者である。野宿は多様な現実である。ゆえに、野宿者団体も多様である¹⁰⁾。本稿は、運動団体の言説分析に 2 つの条件を設ける。一つ、ホームレス自立支援法の制定前後の議論に焦点を当てる。それは、野宿者問題の議論が最初に沸騰した時期である。二つ、野宿者運動の分析を、運動団体のビラや冊子、文書を材料に行う（必要に応じ、後の時期のビラ等も使う¹¹⁾）。筆者は大阪で、釜ヶ崎を中心に、ビラ等を収集してきた。ビラ等は、運動団体のイデオロギーを知る重要な媒体である。しかし、収集できたのはその一部である。ゆえに本稿は、運動団体の言説の全体を分析するものではない。また、ビラ等は、書き手の主張を載せたものである。それはつねに「偏った」意見である。言説分析の役割は、その偏りの位置を定めることにある。そのため、ビラ等が書かれた状況、発信の相手に留意し、言説の内的論理とその帰結の分析に専念する。

2 問題の背景

大阪（市）の野宿者は、1998 年に 8,660 人 [大阪市大 2001 : 8]、2003 年に 6,603 人、2007 年に 4,069 人、2010 年に 2,860 人であった [厚生労働省 2010b]。12 年間に 3 分の 1 に減った。それは、主に行政施策（テント撤去と施設入所、生活保護）の結果である。しかし、範囲をホームレスに広げると、数が激減したとは即断できない。大阪市立大学の野宿者調査で、1998 年に、回答者の 97.0%が男性、平均年齢が 55.8 歳であった [大阪市大 2001 : 23, 24]。釜ヶ崎での就労経験

者は 57.4%であった〔大阪市大 2001：289〕。野宿者は、西成区（含釜ヶ崎）、浪速区（含ミナミ）、中央区（含大阪城公園）、天王寺区（含四天王寺公園、天王寺公園）、北区（含キタ）の中心 4 区で 78.2%を占めた〔大阪市大 2001：5〕。公園のテント生活者は、79.2%であった〔大阪市大 2001：29〕。行路病死した野宿者は、2000 年に 234 人で、平均寿命は 56.2 歳であった〔逢坂ほか 2003：686〕。2010 年時点で、次のことが補足される。一つ、野宿者の平均年齢が 60 歳を超え、高齢化が進んだ。二つ、長期不況で若い人が野宿層に参入した。三つ、テントの撤去により、公園等に定着する野宿者が減った〔大阪市 2005：5〕。

大阪市は、種々の野宿者対策を行ってきた。主な対策は次の通りである〔大阪市 2009：10-4〕。一つ、巡回相談事業。1999 年に始まる。相談員が市内を巡回し、野宿者に生活・健康の面接相談を行い、福祉的援護や施設（自立支援センター）入所を勧める。二つ、自立支援センター事業。2000 年に始まる。北区、東淀川区、西成区に設置され、定員は計 280 人である。（正規）雇用による自立を支援する。半年を最長に野宿者を収容する。三つ、公園仮設一時避難所事業。2000 年に始まる。野宿者の公園退去の移行施設として、長居公園（閉所）、西成公園（閉所）、大阪城公園に設置される。収容は最長 3 ヶ月である。四つ、臨時夜間緊急避難所（シェルター）事業。原則として 1 日収容である。運営は NPO 釜ヶ崎に委託される。2000 年に釜ヶ崎に、04 年に今宮に設立される。五つ、特別清掃事業（大阪府と共同）。2000 年に始まる。55 歳以上の日雇労働者・野宿者に清掃仕事を出す。運営は NPO 釜ヶ崎に委託される。六つ、生活保護事業。1998 年から、高齢野宿者を対象とした居宅保護が始まる。

野宿者の存在が、市内全域で可視化するにつれ、市民の間に野宿者忌避の感情が広がる。そして、地域での野宿者排除や、若者の野宿者襲撃が頻発するようになる。1995 年の道頓堀での野宿者殺害事件や 2000 年の天王寺での野宿者殺傷事件等、野宿者の襲撃事件がマスメディアに報道される。このような状況に押され、大阪市は野宿者対策を行い、同時に公園のテント撤去を進める。1998 年に西成区今宮中学校脇のテントが撤去され、その前後より、撤去の是非をめぐる諸アクター間の論争が盛んになる¹²⁾。論争は、2006 年の靱公園・大阪城公園のテント撤去、07 年の長居公園テント村の撤去で頂点に達する。撤去をめぐる運動団体と行政の攻防が、マスメディアに報道される。これが、大阪の野宿者問題をめぐる政治状況であった。

3 運動団体の言説

釜ヶ崎は日雇労働運動の本拠である。大阪の野宿者運動は、釜ヶ崎の運動を抜きに語れない。では運動団体は、どのような主張を行っているのか。運動団体の主張は多様である。互いの境界も重なっている。同じ団体でも、一歩踏み込むと、主張はずれてくる。ゆえに、運動団体の主張を立場ごとに画することはできない。言説の特徴を整理するだけである。しかもそれは、ピラ等の一つの解釈にすぎない。それを承知の上で、運動団体の主張を 3 つの要点（野宿者像、野宿観、行政観）につき整理する（文中の丸括弧は筆者の補足）。それが表 1、表 2、表 3 である。

表 1 野宿者像

分類	野宿者像	主な問題	主な活動	主な対象
運動1	労働者	失業	反失業	現役
運動2	生活者	貧困	反貧困	高齢
運動3	ムラ人	排除	反排除	定着

3.1 野宿者像

運動団体は、野宿者をどのような問題を抱える人々と捉えているのか。どのような問題に軸を置いて運動しているのか。表 1 をみられたい。

運動 1

あたりまえにメシが食える、寝床がある—それだけの仕事を増やせといった要求を（行政に）突きつけていこう！」[反失連 2000b]「いま公園でテントを張っている仲間たちの望んでいることは狭く、窮屈な収容施設に入ることではない。安定した仕事が十分にありさえすれば、誰も好き好んでテント生活を送ったりはしない。」[反失連 2002a]

運動 2

（協友会の活動には）野宿や高齢者、地域で暮らすこどもたちを取り巻く問題、あるいはアルコール問題などへの取り組みがあります。医療相談や生活保護の相談、廃品回収や無料宿泊の提供、そして夜回りなどの活動があります。……これからも協友会は、釜ヶ崎で生活する一人一人の労働者とともに、『いのち』を守るための活動を続けていきます。[協友会 2010]

運動 3

（野宿者問題で）重要なことは野宿者が野宿をしているがゆえに被る差別・抑圧、追出し、襲撃、日々の学校・会社に行き急ぐ人々の冷笑とそのまなざし、あるいは理不尽な罵倒。こういったことこそ、問題ではないのか。野宿者問題は野宿（者）をなくすことではなく、野宿者への差別・抑圧をなくすことだと考えます。[釜パトの会 1997：4]

運動 1 は、野宿者は「労働者」である、最重要の問題は「失業」である（労働問題としての野宿者問題）、活動の中心は反失業運動にあると捉えている。その主張は、釜ヶ崎で日雇労働運動をしてきた運動団体に強い。野宿者運動は、日雇労働運動の延長／一環としてある。イデオロギーでは、国家や資本との階級闘争を説くマルクス主義の傾向が強い。運動が主に対象とする野宿者は、就労可能な野宿者、つまり野宿する現役労働者である。

運動 2 は、野宿者は「生活者」である、最重要の問題は（疾病を含む）「貧困」である（貧困問題としての野宿者問題）、活動の中心は反貧困運動にあると捉えている。その主張は、野宿者援護を行う運動団体（やボランティア団体）に強い。イデオロギーでは、福祉による貧困者の救済を説く福祉主義が中心をなす。運動が主に対象とする野宿者は、就労が困難な高齢・障がい野宿者である。

運動 3 は、野宿者は「ムラ人」（公園のテント村で暮す人）である、最重要の問題は「排除」である（排除問題としての野宿者問題）、活動の中心は反排除運動にあると捉えている。それは、公園でムラ作りをめざす団体の主張である。イデオロギーでは、解放や自由を強調するアナーキズムの傾向が強い。運動が主に対象とする野宿者は、公園で暮す定着型の野宿者である。

3.2 官製野宿者像

「ホームレスの自立支援策に関する研究会」¹³⁾は、「ホームレス問題に対する当面の対応策について」において、野宿者の 3 類型を提示した [ホームレス問題連絡会議 1999]。①勤労意欲はあるが仕事がなく失業状態にある者。この野宿者に対しては、就労による自立を支援する。②医療、福祉等の援護が必要な者。この野宿者に対しては、福祉の援護による自立を支援する。③社会生活を拒否する者¹⁴⁾（社会的束縛を嫌う者、身元を明らかにしない者）。この野宿者に対しては、社会的自立を支援しつつ、施設管理者による退去指導する。このような野宿者の類型化は、直ちに運動団体から批判された。「保健所や福祉事務所の職員が、巡回して調べる。その場で職員から見て、『まじめそうな人間(①)』（数字は引用者、以下同じ）は自立（支援）センターへ送る。『病人や障害者(②)』は病院や施設へ入れる。『身元を明かさない反抗的な奴(③)』は『社会生活を拒否する者』だから、そこから追い出したり、嫌がらせをする。どう言う事情で、身元を明かせないのかも、お構い無し。……『自立（支援）センターに行けるなら行きたい』という仲間がいるかもしれない。（しかしそこで）はっきりしていることは、メシも風呂もついているが、長くても半年しかいられないということである。その半年の間に、センターから職安に通って仕事を探すことになる。しかし、それだけで仕事が見つかる人は少ないだろう。結局、そこで仕事の見つからない人間は、『やる気のない人間（③）』とみなされて放り出されるか、『病人（②）』とみなされて精神病院その他へ送られるのだが、大和川病院のような、野宿者を送りこむのに便利な病院が問題となり、ベッドにも余裕がないので、結局元の場所へ放り出されることになる。しかし、今度は『やる気のない人間』（③）なので、管理者も堂々と追い出すことができる。つまり、類型化とは、世論の非難をかわしながら、『働く気があるが、行政の無策により働けないでいる人々』を、あたかも『行政が面倒をみてやっても、やる気を起こさないダメ人間』であるかのようにすり替えるトリックなのである」 [釜パトの会 2000]。

この野宿者類型を本稿の分類に重ねると、①は運動 1 の野宿者像に、②は運動 2 の野宿者像に対応する。③は、運動 3 の野宿者像にそのまま対応しない。しかし運動 3 は、反排除運動をして野宿を続ける野宿者像に立つ。それは、脱野宿＝自立を考えるホームレス問題連絡会議からすれば、結局、①②でない「残余」の③になる。ホームレス問題連絡会議の野宿者像と運動団体のそれとの大きな差異は、次の点にある。前者では、野宿者は援護による救済の対象とされる。後者では、野宿者は自ら自立する人であり、運動はそれを支援するものとされる。そこでは、問題の解決とともに、解決の主体（だれが）と過程（どのように）が重視されている。

3.3 野宿観

野宿者は、野宿を強いられた人々である。どの運動団体も、その事実から出発する。そして、野宿者を支援・援護する。問題は、野宿の事実をどう捉え、野宿者の自立をどう達成するかにある。表 2 をみられたい。

表 2 野宿観

分類	対野宿	自立像
運動1	否定	就労による脱野宿
運動2	否定	福祉による脱野宿
運動3	肯定	尊厳ある野宿生活

運動 1

外縁層¹⁵⁾を基盤に、反失業闘争の陣型をより強固にうち硬め、本格的な反失業闘争の前進を切り開いていくと同時に、基底層を基盤に、労働過程を軸心とする陣型づくりに本格的に着手し、両輪—両輪方針での、戦略的な前進を画していかなばならない。〔日雇全協 1998 : 4〕

運動 2

(野宿は) 襲撃や嫌がらせを恐れながら毎日寝床を探す過酷な生活です。雨露をしのぎ、自分の命を守ろうと公園や河川敷にテントや小屋掛けをしても、追い立てや強制排除という恐怖が襲ってきます。野宿生活者は、一時的に病院や施設に入っている人も含め、大阪市だけで 1 万数千人に及ぶと言われます。〔協友会 2006〕

運動 3

野宿生活をなんら恥じる事のない『一つの生き方』と肯定することから、私 (たち) は始めていかなければならないのではないのでしょうか。〕〔釜パトの会 1997 : 2〕「(野宿者の) コミュニティは自律空間であり、交換不能な価値を持つ仲間の財産だ。不法であろうとなかろうと仲間には野宿する、占拠する権利があり、現にそうしている。〔釜パトの会ほか 2002〕

運動 1 は、野宿は失業して街頭に排出された状態である、ゆえに、野宿は否定されるべきものと捉えている。そして、野宿者は反失業闘争を闘い、仕事を獲得して野宿を脱する、つまり自立が可能になるとしている。

運動 2 は、野宿は命さえ保障されない過酷な生活である、ゆえに、野宿は否定されるべきものと捉えている。そして、野宿者は医療や福祉を十分に援護されることで野宿を脱する、つまり自立が可能になるとしている。

運動 3 は、野宿は一つの生き方であり、権利であり、肯定されるべきものと捉えている。そして、野宿の場所はコミュニティであり、そこで野宿者は尊厳を以て生活する、そうしてこそ自立が可能になるとしている。

ホームレス自立支援法は、「ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要である」(3条2項)としている。つまり「就労による脱野宿」を描いている。その限り、運動 1 と同じである。しかし、ホームレス自立支援法は就労援護の脈絡で、運動 1 は労働運動の脈絡で「就労」を位置づけている。運動 3 は、野宿者は野宿の只中で自立できると考える。ここで仕事や福祉は、尊厳ある野宿生活のために必要なものであると、逆転されている。さらに自立について、もう一つ重要な点がある。

私たち一人ひとりの力は「弱く」「脆く」「不安」で生きていくことだけで精一杯だと言うのが現実です。そんなちっぽけな存在であっても一人ひとり手を携えて目的意識を共有すればたとえ小さくとも一つの形として何かをなし得ることが出来る。[勝ち取る会, 1999a : 1]

組合をつくろう！ 特殊労働者（特別清掃事業に参加する労働者）の共同意志にもとずいて活動する自立した組合をつくろう。自らを一つの階層として社会におしだし、そのなかで相互の変革を勝ちとってこよう。[特就労組 2000b]

釜台（炊き出し釜の台）に対峙し、釜中の火勢の具合を自分の意のままにしたい。自分自身の未熟さとの葛藤。今だ！ もっと強く大きく、すぐにも沸騰させる“オールマイティ”な釜番への憧れ、それが出来てこそ自分の存在が自他共に実証出来る現実。[勝ち取る会 1999b : 10]

これらの言説では、自立を与えられたもの、完成した人間の状態と考えていない。自立は、闘いに参加する中で獲得されるもの（自己実現の自立）、仲間とともに闘って獲得されるもの（共同性の中の自立）と考えている。野宿者の自立とは何か。そこには、人間の自立をめぐる根源的な問いが潜んでいる。

3.4 行政観

行政（権力）は、野宿者問題の牽引者である。行政は野宿者を生んだ（「野宿者問題の根本原因は新自由主義グローバリゼーションであり、それをおしすすめる国家・資本に根本責任がある」）[釜パトの会ほか 2002]。行政自身、自らの責任を認めている（「ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務」）（ホームレス自立支援法 1 条）。そのような行政をどう捉え、行政にどう対するのか。それは、野宿者運動の戦略に関わる。それは、運動目標の達成の帰趨を決するのみならず、目標がどう達成できるかという過程に関わる事柄でもある。表 3 をみられたい。

表 3 行政観

分類	対行政
運動 1	対抗／提携
運動 2	提携／対抗
運動 3	対抗

運動 1-1

野宿労働者政策を（行政から）実力行動で奪い取っていかななくてはならない。釜ヶ崎 労働者の強味は、奪われるものは命しかないということだ。また寝るところと食べ物さえあれば、一カ月でも二カ月でも戦える（ママ）ということだ。[釜日労 2000]

運動 1-2

ひとりでも多く、一日も早く、野宿を強いられた仲間がプライドを失うことなく生活できるように方策を考えるべき時です。活動する側の筋道はだいじですが、『時のしるし』を見極めるのも同じくだいじなことと思います。[反失連 1999 : 3]

運動 2-1

(行政に対して) こちらからも対案を出して『この地域での医療・福祉はこう在るべきだ』といったものを出していく中、行政に投げつけていかなくてはならない必要性を感じています。[医療連 1994 : 25-6]

運動 2-2

(大阪市は) 行政代執行により長居公園の野宿者テントを強制撤去した。さらに、釜ヶ崎解放会館などに住所設定されていた野宿者・日雇い労働者の住民票を、居住実態がないことを理由に、3月2日に一斉削除すると言い出した。テントを奪い、生きる場を与えず、住民票を削除し無権利状態に追いやり、社会から葬り去る。大阪市はなりふりかまわず“野宿者抹消”に突っ走っている。[医療連 2007 : 1]

運動 3

多くの仲間が人間で有りたいたと慎ましく生きているのです。私たちは国を頂点とする自治体や政財界の側に与するのか、或は『野宿者』の側に立つのか？ 私たちにとっての答は『野宿者』の側に立つと言う事であり、これからも不変です。[勝ち取る会 1999b : 22]

運動 1-1 は、行政を実力行動を以て闘うべき相手としている(対抗すべき行政)。そこで、労働者・野宿者の不退転の闘志が表されている。運動 1-2 は、行政は、必要ならば、「筋道」(理念)を脇に置いてでも提携すべき相手としている(提携できる行政)。運動 1-1 と運動 1-2 は、相容れない。しかし現前の野宿者の苦境を前に、運動の「効率」という視点を取り込むと、運動 1 は運動 2 へ移行する(実際の移行は単線的ではない)。その時、運動の理念は括弧に括られる。

運動 2-1 は、行政に対案を出し、その施策の充実を求める(提携できる行政)。行政の施策はつねに不十分である。ゆえに、そこにはつねに批判がある(批判的提携)。とはいえその基調は、行政との合理的な提携にある。運動 2-2 は、行政批判を徹底している。そこに行政を許す態度はない(対抗すべき行政)。運動 2-1 は、怒りが高まると運動 2-2 に移行する。

運動 3 は、野宿者の側に立つという原則を表している。それは、野宿の肯定に立つ反排除の運動である。反排除は反テント撤去である。ゆえに、行政と提携する余地はない(対抗すべき行政)。運動 3 はつねに行政と対抗する。

運動が行政に対する態度は、行政との実際の距離とは異なる。一般に、行政との提携を謳う運動は、行政により近い距離にある。行政は、大きな(政治的・物的な)力をもつ。提携を謳う運動も、運動の中で優位な位置にある(運動 1-2、運動 2-1)。しかし、つねにこのような関係が成立するとは限らない。行政との対抗を謳うが、実際は行政と提携する運動もある(運動 1-2)。行政との提携を謳うが、実際は行政と対抗する運動もある(運動 2-2)。ただしここには、行政の寛容度の問題(行政は運動の主張と行動にどこまで寛容か)がある。寛容度が小さければ、提携を謳う運動も行政と対抗する。大きければ、対抗を謳う運動も行政に許容的になる。行政と遠い距離にあるのは、行政との対抗を謳う運動 1-1 と運動 3 である。運動 1-1 は階級闘争の立場から、運動 3 は反権力主義の立場から行政に対抗する。鮮明な対抗場面として、例えば公園のテントの撤去がある。運動 3 は、テント撤去に絶対反対である。野宿の代替地も認めない。行政は公園の「適正使用」を主張する。原理的に¹⁶⁾、双方に妥協の余地はない。こうして運動 3 は、行政から遠い距離にある(そのことに積極的な意義を見出す)。そして、運動の中でも周縁の位置にある。

4 運動類型

分類された野宿者運動は、行政に対する態度を軸に、さらに類型へと昇華される。つまり、「行政対抗型の運動」と「行政提携型の運動」である。それらは、実際の野宿者運動ではない。実際の運動は、多かれ少なかれ、2つの型の要素を合わせ持つ。社会運動の構成要素につき、それらを対照させると、表4のようになる。

表4 運動の類型

運動の型	行政対抗型	行政提携型
①運動の目標	体制変革 理念志向 未来志向	制度改革 現実志向 現在志向
②運動の価値	変革	救済
③運動の用具	イデオロギー	テクノロジー
④運動の方法	闘争と交渉	参加と協働
⑤運動の牽引	活動家	専門家
⑥運動の対象	当事者	クライアント
⑦集団の性格	共同性	階層性
⑧集団の原理	統一と団結	合理的統合
⑨運動の趨勢	→→→	

4.1 行政対抗型

行政対抗型の運動は、体制の変革をめざす運動である(①)。「私たちの問われる問題意識——それは今後の釜ヶ崎をどのような町にしていきたいのか、そこでどのように生きていくのか、そして釜ヶ崎解放とはどういった町・生き方の実現、内容であるのか。5年、10年と時間をかけても誰もが話し合えるプランを出し合っていきたい」[勝ち取る会 1992: 15]。それは、未来に実現されるべき理念を志向する。同時に、目標をめざす人々が運動の中で自己変革する過程が重視される(②)。「特殊労働者(特別清掃事業に就労する労働者)の共同意志にもとづいて活動する自立した組合をつくろう。自らを一つの階層として社会におしだし、そのなかで相互の変革をかちとっていこう」[特就労組 2000b]。ここで機能しているのは、理念を強調するイデオロギーである(③)。イデオロギーを武器に、行政と闘い、交渉し、運動を進める(④)。「そんな(強制撤去のような)理不尽な追い出しに断固反対し、テント生活を守り切るために公園行政との大衆団交を行ないました」[釜パトの会 1998: 2]。運動の牽引者は、活動家¹⁷⁾である(⑤)。運動の対象は当事者である(⑥)。ここで当事者には、運動の正否を評定する主体という含意がある。このような運動を進める集団は、野宿者が豊かな共同性を育む場となる(⑦)。「(野菜を)刻む人、焚く人、調理する人、配食する人、食べる仲間、洗う人、お掃除する人、そして時には歌う人を招い

でのコンサートが行われたり、仲間を気遣い血圧測定をする人がいたりする、そんな様々な思いを持ち寄った人たちとの出会いが生まれます。そんな出会いを通じて少しでも仲間の不安を取り払えることが出来たら、もっとも豊かな仲間との時間を共有出来るでしょう」[勝ち取る会 2000 : 2]。こうして人々は、集団の統一と団結を図っていく(⑧)。「敵の嫌がる一つの活動として『炊き出し』を活かし、仲間達の結束力や団結、持続する関係をもち、闘う武器であったと思います」[勝ち取る会 1999b : 21]。

4.2 行政提携型

行政提携型の運動は、制度の改革・充実をめざす運動である(④)。「一挙に一から十までというように満足のできる状況ではないが、日々を斗い抜き、理解を得る中で更に充実したものへと高めていかなければならない」[反失連 2000a]。そこでは、理念を脇に置いてでも、運動の確かな成果がめざされる。「当面はこの11月に始まった(特別清掃の)就労事業をぶじに転がしていくことに専念せざるを得ないみたいです」[反失連 1999 : 4]。それは、現在志向の現実的な運動である。そこでは、より多くの野宿者の救済がめざされる(②)。「具体的に仕事を創り出し(創り出させ)責任をもって運営してきた成果と実績をもって、反戦闘争も闘い抜く中で、多くの釜ヶ崎以外の仲間との団結も深まり、信頼をもちとってきた」[釜日労 2009]。そこで武器になるのは、知的・物的なテクノロジーである(③)。行政が提供する場に参加し、行政と積極的に提携する(④)。「行政が民間に仕事を出す場合、『法人』に限るとというのが通例で、94年に始まった『特掃』(高齢労働者の清掃事業)も、反失連に対して直接出したのではなく、社会福祉法人「自彊館」の協力を得て、そこを受け皿に地区内清掃の仕事を得ていたわけです。予算を組んだ本格的な事業としてやろうとする場合、法人であるほうが議会の通りがよいわけです」[反失連 1999 : 4]。運動の牽引者は、豊富な知識と技術をもつ専門家(テクノクラート)である(⑤)¹⁸⁾。「『仲間の健康を仲間うちで守ろう』といいながらも、『する側』—『される側』が固定してしまい、また、医療の専門性が多くの労働者の参加を妨げることになってしまったからです」[医療連 1994 : 20]。運動の対象はクライアントである(⑥)。ここでクライアントには、数としてカウントし、合理的に操作する対象という含意がある。このような運動を進める集団は、専門家—(支援者)—当事者という階層性を抱えることになる(⑦)。「一朝一夕に『(野宿者と支援者は)対等な関係だ』というふうにしっくりとはいかないものでしょうから、現実の問題の中からひとつひとつ考えていく必要があると思います」[医療連 1994 : 21]。そして、そのような運動を推進するため、集団の効率的な統合が図られる(⑧)。

5 運動と権力

5.1 包摂する行政

行政(権力)は、社会の危機に瀕し、自己変革を行う。グラムシのいう「受動的革命」[グラムシ 1961 : 182]である。権力は、イデオロギーと法(制度)を手段として最大限の譲歩を行い、大衆の合意を取り、対抗勢力さえその懐に包摂しようとする。「『民主主義』装置をもって人民を『革命』から『改良』の方向に吸い上げようとする」[大谷 1978 : 204]。この柔軟性にこそ、支配の強靭さがある。「国家のイデオロギー装置は、構造が円滑に機能するように主体形式を構成し、しかも主体が自立した人格であることの保証をあたえ、かれらが自発的に国家に服従するように誘導する。これをもって説得と合意が形成される」

[今村 1997 : 338] 。

1990 年代、行政は野宿者問題の危機に煽られた。最初は右往左往し、次いで対策の方途を練り、そして法の制定に漕ぎつけた。施策はつねに不十分であり、つねに批判に曝された。しかしその只中で、行政は危機を乗り越えた。

行政の野宿者対策は、野宿者の包摂から始まった。「自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保険及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること」（ホームレス自立支援法 3 条 1 項）。野宿者の包摂は、運動団体の包摂に及んだ。「国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体（運動団体を含む）が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする」（ホームレス自立支援法 12 条）。手強い対抗勢力ともなる運動団体の包摂は、行政には施策の成否に関わる緊要な課題であった。他方、包摂は排除を可能とした。行政は、反抗する（自立の意志の「ない」）野宿者を放置し、それを支援する運動団体を排除した¹⁹⁾。「国家とは、強制力のよろいをつけたヘゲモニーなのである」[グラムシ 1961 : 207] 。

大阪の野宿者対策の概要は先にみた。そこでの行政の意図は、3 つあった。一つ、公園のテントを撤去すること。行政は、テントを撤去し、野宿者を仮設一時避難所に入れた。そして、働ける野宿者を自立支援センターに、働けない野宿者を病院や施設に送った。「大阪市は、シェルターや自立支援センターを、野宿者を狩り込んで見えなくするため＝問題を陰べいするための排除の受け皿として使うことをメインに考えている」[釜パトの会 2007 : 1] 。

二つ、釜ヶ崎の日雇労働者・野宿者対策を行うこと。釜ヶ崎は、野宿者問題のもう一つの「火元」であった。釜ヶ崎対策の柱は、高齢労働者・野宿者の特別清掃事業と臨時夜間緊急避難所であった。三つ、高齢野宿者の問題を軽減すること。大阪市は、生活保護につき、単身者の居宅保護不可の方針を変え、高齢野宿者に生活保護を給付し、ドヤやアパートに入れた。

行政は、公園のテントを撤去するために、まず、野宿者を説得した。そして、撤去に反対する野宿者と運動団体を孤立させた。最後に、抵抗を抑えてテントを強制撤去した。華々しい撤去（の是非）論争は、一気に終息した。同時に行政は、NPO 釜ヶ崎に委託する形で特別清掃事業を行った。また、仕事も寝床もない野宿者に一時避難所を提供した。この運営も NPO 釜ヶ崎に委託された。NPO 釜ヶ崎は、釜ヶ崎の最大組織（対抗型の運動団体を含む諸団体の連合体）の反失連が母体である。NPO 釜ヶ崎の設立は、行政にとって 2 つの機能をもった。一つ、釜ヶ崎の対抗型運動と連携した。連携は、対抗型運動を行政の「予測可能な」シフトに組み込むことを意味した。二つ、公園のテント問題に利した。釜ヶ崎の対抗型運動は、テントの撤去問題に参入しなかった。「仕事があればワシらも誇りを持って、自由に生活できる。『野宿の自由』などというマユツバでない本物の自由だ」[釜日労 2010] 。

その結果、公園の対抗型運動が孤立した。

5.2 運動の混乱

行政は、野宿者問題の行方を牽引する。その行政と提携する運動は、社会の承認を得やすい立場にある。運動内部でも優位な立場にある。その上でさらに、野宿者運動は、全体に対抗型から提携型への

趨勢を強めてきた。それはなぜなのか。そこには、市民社会が膨張した、つまり、行政と民間団体が連携の度を進めたという、社会全体の状況がある。そこで大きな役割を演じたのが NPO である。また野宿者運動が、野宿者の苦難を前に、遠い理念ではなく、即座の救済に活動を集中したという事情もある。行政もそのような活動を望んだ。運動は行政を厳しく批判もした。しかし、それでも行政との提携路線を選んだ。運動と提携する行政の意図をどう捉えるか。行政との提携は、野宿者運動の前進なのか、後退なのか。これらの問いをめぐって、大阪の野宿者運動において（も）、対抗型と提携型の間に激しい論争が起きた。

それは、行政（権力）／市民社会／社会運動の関係が変容する時代の一事象であった。しかしそのような事態は、対抗型運動にとっては「運動の混乱」[K 2002 : 1] と映じた。

野宿者運動は、行政施策の評価をめぐって揺れた。「何故『階層的』運動としての日雇い・野宿労働者運動のヘゲモニーを政府・資本に握らせかねない事態に陥っているのか、何故『法』を運動の分岐点として浮上させてしまったのか」[K 2002 : 1]。こうして「運動の混乱」は、行政の権力作用の問題を鋭く提起した。その中核に NPO 問題があった。

5.3 NPO の位置

ホームレス自立支援法が登場し、野宿者運動の中で、その是非をめぐり議論が沸騰した。その中で NPO 釜ヶ崎が設立された。それと同時に、NPO 釜ヶ崎の母体である反失連の「統一と団結」に亀裂が入った。「反失連は、各諸団体の集まりを活かした合議制で培って来た運動体であると思っていました（そうではなかった）」[勝ち取る会 1999b : 21]。この時の論争を、運動団体のピア等で概観すると、次のようになる。

提携型運動は、行政の野宿者対策に「対案」を出す必要があると主張した。「大阪市や国会議員の中から強制排除を視野に入れた法整備が必要だという声がすでに起こっていたのです。だからこそ、きっちりと野宿を強いられた労働者の側に立った『対案』を出しておくことが必要と判断しました」[反失連 1999 : 2]。それは、行政にすべてを委ねるより、労働者や野宿者に利益になると考えたからであった。「仕事を増やし労働できる人数を増やすために、いま NPO を申請中である。NPO になれば日雇手帳に印紙を貼ったり大阪市の事業にも入札できるなど、労働者にとってプラスになることがあると考えてのことだ」[釜日労 2000]。対抗型運動は、釜ヶ崎の労働運動が NPO 活動に収斂されることを恐れた。提携型運動は、NPO の設立は反失業闘争の一環であり、それは次の闘いへの通過点であると反論した。「(NPO 釜ヶ崎は) あくまでも反失連運動の成果の一つであって、そこにすべてが集約されてしまうような運動の到達点ではないことを、改めて確認しておきたいと思います」[反失連 1999 : 3]。そして、野宿者の苦難救済のため、団結と闘争を以て、法を主体的に使いこなすのだと主張した。「労働基準法も生活保護法も、野宿生活者支援法も仲間を守ってくれない。ただ、われわれが法を使うことができるだけだ。団結と闘争が、野宿・日雇の仲間の力だ。野宿生活者支援法を仲間が使いこなすとき、働いて生活できる社会をつくれるだろう。法に踊らされたら、社会的排除と追い立て、収容または野垂れ死にが待っている」[反失連 2002b]。その上で、NPO の先にある闘争目標は、全国の野宿者問題の全面解決をめざす闘いにあるとした。「闘う労働者、労働組合が反失業闘争の地域共闘を作りあげ、反失業全国統一戦線を組織し、全国の争議団の仲間と共闘して、企業の好き勝手をさせない闘いを作り出そう。労働者の真っ赤な旗を高く掲げて」[釜日労 2000]。

対抗型運動は、提携型運動を次のように批判した。まず、NPO を設立する過程に不信を表明した。「反失連の主メンバーは国へ行き各政党の窓口議員に会い『仕事への補助金』を訴える行動を取りました。最も差別され続けて来た日雇い労働者が何千人集まっても扉は開かないのにも拘らずあっさり窓口に通してもらえる関係は一体何なんだろうと考えざるを得ません」[勝ち取る会 1999b : 21]。つまり、行政に要請する姿は、行政と闘う姿から乖離していると批判した。その批判の背後には、過去の活動体験を経た、行政への不信があった。「われわれ日雇い労働者が行政や警察権力と話し合おうとしても、かれら（行政・警察）はわれわれの声を聞こうとしないまでか、一段と厳しい生活を強制しようとしている。それは生きる者として許せる行為ではない事を、労働者は見抜いている。……釜ヶ崎の歴史の中では、暴動は絶対になくならないだろう」[勝ち取る会 1992 : 14]。そして、野宿者問題の責任は、あくまでも行政にある、行政こそ闘う相手だとした。「特別就労事業は特殊な例となります。NPO 釜ヶ崎を間に挟む形ではあれ大阪府、市が実質的な責任を負っていることは明白であり失業対策事業そのものなわけです」[特就労組 2000a]。また行政の対策とは、野宿者を搾取の場に戻すものでしかない、その危険性を批判した。「我々は、『対策』要求運動の陥穽を見抜けないうまま、『現実性』に拘泥し、『仲間の利益になる』として、野宿との往還を繰り返す『下層労働市場』へ野宿労働者を送り込むシステムをむしろ推進していった。この責任を自ら厳しく問い直さなければならぬ」[K 2000 : 4]。そして、行政の「対策」こそが攻撃の本質であり、抵抗する野宿者を懐柔するものだとして批判した。「もはや、行政—政府・資本は、『対策』を通じて『排除』を実現するのであって、『対策』こそが野宿労働者に対する攻撃の本質と言って過言ではない。彼等にとって『強制排除』は問題を社会化するだけの下策であり、『対策』こそが集住地域 = 野宿労働者に『残された』抵抗の大きな条件を解体する武器となる」[K 2000 : 7]。そして、そのような危険を看過すれば、野宿者運動は、「対策」の効果を議論する次元に止まり、未来の理念の実現から自らを閉ざす、つまり、運動の自己閉塞は免れないと批判した。「『市場の原理』に集約される『新自由主義的』諸施策の枠の中で、『対策』= 政府・資本の言うところの『セーフティネット』の程度を論ずるに留まってしまい、失業、野宿においやられることのない社会を目指す運動の水路を自ら閉ざす結果になりはしないだろうか」[K 2002 : 1]。

NPO 釜ヶ崎をめぐる議論において、対抗型運動も提携型運動も、労働者・野宿者の支援と闘いが運動の基本であり、NPO はその手段にすぎないと考える。また対抗型とはいえ、行政施策の利用を否定しない（戦術的利用）。提携型とはいえ、行政への批判を欠かさない（批判的提携）。つまり、行政への関わりが全てかゼロかという問題ではない。しかしその上で、次の2点で、両者の主張は分岐する。一つ、行政の意図と機能をどう捉えるのか。提携型運動は、現前の失業問題を解決するために、行政と積極的に提携するとした。対抗型運動は、行政の施策には運動封じの意図があると、行政との提携の危険性を警告した。二つ、NPO 釜ヶ崎の設立をどう捉えるのか。提携型運動は、NPO 釜ヶ崎は仕事を効率的に獲得する手段であり、反失業運動の成果であると主張した。対抗型運動は、NPO 釜ヶ崎は行政の意図の中で捉える必要がある、その評価が効率性に収斂される（「現実性に拘泥する」）と、運動自体が自閉すると主張した。

NPO 釜ヶ崎の設立は、野宿者運動にとって前進なのか、停滞なのか。NPO が「闘いの手段」であるとは、どういう意味なのか。法を「使いこなす」とは、どういう意味なのか。NPO の先にどのような目標が描かれるのか。これらの問いは、対抗型・提携型の双方において成立する。その答えは、野宿者運動の評価に関わる。つまり、NPO 活動を野宿者の根本的利害に照らして、どう総括するのか。そこから、どのような闘いの展望が

切り開かれたのか。これらの問いへの答えの中にある。「野宿者運動における方向性は、もちろん、野宿者の命を守る取り組みでなければならないが、その運動がどのような質を持ち、どのような世界を展望し得るのかが重要だろう」[なすび 2008 : 46]²⁰⁾。

5.4 NPO という塹壕

NPO 釜ヶ崎をめぐる議論は、変容する現代国家／社会の構造認識に関わる問題を提起した。行政（権力）は、公共政策をますます市民団体に委ねている。その中心に NPO や NGO がある。それは、成熟した市民社会の姿なのか、それとも行政の媒介的な権力作用の拡張なのか。「新しい社会運動」論は、「公共政策を政府の独占物から解き放ち、そもそも公共性の質を問い直して政策の革新を求める」[牛山 2006 : 264] 社会運動の可能性について論じた。それは、行政に独占された公共性を市民に奪い返す「市民的公共性」（ハーバマス）を求めるものであった。しかし、そのような議論が成立するためには、行政（権力）の構造分析が不可欠となる。行政の独占物から「解き放す」とはどういうことなのか。「奪い返す」とはどういうことなのか。公共政策の委託は、じつは行政の計算づくの行動ではないのか。行政による市民社会支配の術策ではないのか。「政府が結社の自由を保障しないところでは、NPO は成り立たない」[雨森 2007 : 138]。ここに、「公共性の質」を検証する作業が不可欠となる。さもなくば、そもそも何が「対抗」で、何が「提携」なのかのさえ不分明になる。対抗の積りが提携だったということもある。NPO はじつに、市民社会において行政と市民がヘゲモニーを競い合う陣地戦の塹壕である。NPO は抑圧の塹壕になるのか。つまり、対抗的運動さえ体制内化する拠点になるのか、解放の塹壕になるのか、つまり、対抗的運動を拡大する拠点になるのか。NPO 釜ヶ崎はまさに、この問いを突きつけた。「成熟した『市民社会』がその内部に蓄積させていくさまざまな知的・道徳的装置が、国家的支配体制のなかに取り込まれるのか、それとも市民的公共性の方に取り込まれるのかが、決定的な意味をもつにいたる」[黒澤 2007 : 69]。

NPO は一般に、「政府の失敗」（官僚制に発する公共政策の種々の機能不全）²¹⁾を正すものとされる。そして、行政と NPO が対等なパートナーとして公共政策を担うとされる。その「協働」関係の創造性に期待が寄せられる。そして、そのような市民社会の成熟性が称揚される。たしかに市民生活の充足、とくにマイノリティの権利を保障する NPO 活動には、多大な意義がある。しかし問題は、保障の質である。また、NPO は主体的に公共政策を担えているかという疑義もある。NPO がガス抜きや行政の下請け（責任放棄、負担転嫁）になることへの危惧である²²⁾。ここで、一層重要な論点は次にある。「政府が公害反対運動のような『抗議・告発・抵抗』型の運動に警戒感を持っていることは、NPO 法の制定にあたって、その名称が『市民活動促進』ではなく『特定非営利活動促進』に、また、法人名称が『市民活動法人』ではなく『特定非営利活動法人』に変更することを余儀なくされたことでもわかる」[牛山 2006 : 266]。それが行政の思惑であった（ある）。また「一般に、福祉 NPO のような、サービス提供型の NGO/NPO は、変革志向性、プロテスト性に乏しく、社会運動的性格が弱い。むしろ事業体化が重視される²³⁾。一方、価値や理念、運動目標の社会的アピールを重視するアドボカシー志向の NGO/NPO ほど、社会運動的性格が濃厚である」[長谷川・町村 2004 : 20]。後者は、NPO が社会運動の拠点になりうる可能性を示唆している。NPO 釜ヶ崎は、「社会運動的性格が濃厚」な NPO である。それが労働者・野宿者運動の拠点になるには、どのような条件が必要か。つまり、NPO 釜ヶ崎の対抗性の質はどうか。母体をなす反失連の中心・釜日労は、労働運動・階級闘争による体制変革をめざす。反失連はいう。NPO 釜ヶ崎は、「反失連運動の

成果」であり、それは「運動の到達点」ではなく、「反失業全国統一戦線」の形成の一過程であると。NPOは行政と「対抗的分業、対抗的相補性の関係」[牛山 2006 : 269] でなければならないという指摘がある。しかし、それとも体制変革への一過程である。「分業」「相補性」から、どういう事態が帰結されるのか。「市民社会のヘゲモニーの拡大によって、政治社会（国家）は逆比例的に縮小・軽減し、極論すれば死滅する」[黒澤 2007 : 196] 。はたして運動型 NPO に、そのような筋書を夢みることができるのかどうか²⁴⁾。

6 運動研究の射程

野宿者問題の研究は、現代日本の失業・貧困・排除の問題を洗い出す。野宿者運動の研究は、行政（国家）と市民社会、そこでの行政の権力作用の問題を洗い出す。市民社会は、協働と公共性を謳う権力の媒介的支配の場なのか、それとも、その媒介性を剥く社会運動の戦線拡大と「解放」の場なのか。市民社会は、ヘゲモニー闘争の戦線が錯綜する場である。このような問題機制の中、野宿者運動の研究が、行政（権力）／市民社会／社会運動の構造と動態の解明に、具体的にどのような寄与ができるのか。本稿は、そのような問いを提起できたにすぎない。本研究は続いて、まず、大阪の野宿者運動を現在（2010年）から、つまり、行政施策と運動の展開を追い、論点がどう煮詰まったかみる。次に、東京圏の野宿者運動に分析領域を拡大する。そして、運動が提起する問題をさらに深める。さらに、それらの成果を行政（権力）／市民社会／社会運動の研究に還流し、以て現代社会論への橋頭堡となす。

[注]

- 1) ホームレス自立支援法を受け、地方自治体は、野宿者問題の実情に応じた施策を取る。地方自治体は、法に盛られた国家意思を実践する。双方の利害の齟齬も、この枠内で調整される。本稿では、国と地方自治体の全体を行政と呼ぶ。行政は行政権力であり、権力作用を及ぼす主体である。
- 2) 厚生労働省の全国調査によれば、野宿者は 2003 年 25,296 人、07 年 18,564 人、10 年 13,124 人であった [厚生労働省 2010a] 。野宿者が減少したのは、野宿者が地方に拡散する等で、カウントが困難になったという事情もある。
- 3) 2008 年-09 年の年末年始に、東京・日比谷公園に多くの困窮者が集まり、テントを張った。それは「派遣村」として報道され、反貧困運動の拠点になった。
- 4) このホームレスは、欧米の homeless と同義である。ホームレス自立支援法にいう「ホームレス」は、本稿の野宿者 rough sleeper をいう。
- 5) 野宿者問題の構築について、留意すべき点が2つある。一つ、野宿者自身は（ほとんど）声を奪われている。野宿者問題は、（おおかた）代弁により構築される。二つ、野宿者問題は、野宿の現実全体を含むものではない。それは、どのイシューを問題とみなすかという、問題に関わる諸アクターの選択による。これまで、女性・障がい者・外国人等のマイリティ野宿者の存在が、野宿者問題の中心に位置づくことはなかった。
- 6) 「ヘゲモニー」は、制度、イデオロギー、慣習、道徳、行為者などで構成された有機的複合体であり、社会内で表現され、社会内で包摂的で普遍的な世界観を形成し、これを通じて指導グループ、また

はその分派が被支配グループの利益と要求を形成するのに必要な政治的、知的、道徳的指導力を行使することができる能力である」[崔章集 1995 : 115]。

- 7) 日本で1990年代に「市民社会論」が隆盛した。グラムシやJ・ハーバーマス、H・アーレントの市民社会概念をめぐる議論は、別稿に譲る。
- 8) こうして例えば、民主主義運動とファシズム運動の区別が可能になる。
- 9) 「(国家にかんする) 革命的理論なくして、革命的運動はない」[Althusser 1995 : 121]。これは、社会運動の研究にも妥当する。国家論なき社会運動の研究は、根本条件を欠く。
- 10) 岩田正美は、野宿者運動の研究について「図式的な運動論に躊躇する」[岩田 2000 : 325]と書き、言及を避けた。それは、野宿者運動に対する誤解である。
- 11) 本稿が引証するピウ等を出した運動団体は、次の通りである。日雇全協(全国日雇労働組合協議会。1982年結成。釜ヶ崎日雇労働組合を含む5つの日雇労働組合の連合体である)、釜日労(釜ヶ崎日雇労働組合。1976年結成。労働者の失業問題に取り組む)、反失連(釜ヶ崎就労・生活保障制度の実現をめざす連絡会。1993年結成。釜ヶ崎の諸団体が参加する組織である。これを母体に、1999年にNPO釜ヶ崎支援機構(NPO釜ヶ崎)が創設された。その中心を反失連が担った)、特就労組(特別就労者労働組合・準備会。2000年結成。NPO釜ヶ崎の就労事業で働く労働者・野宿者有志の団体である。労働・生活相談を行う)、協友会(釜ヶ崎キリスト教協友会。1970年結成。カトリック・プロテスタントの団体である。労働者・野宿者の福祉的援護を行う)、医療連(釜ヶ崎医療連絡会議。1974年結成。協友会を母体とする団体である。医療・生活相談を行う)、勝ち取る会(釜ヶ崎高齢日雇い労働者の仕事と生活を勝ち取る会。1992年結成。釜ヶ崎の三角公園で炊き出しを行う)、釜パトの会(釜ヶ崎パトロールの会。1996年結成。大阪キタを中心に野宿者支援を行う)、仲間の会(長居公園仲間の会。東住吉区の長居公園の野宿者・支援団体である。2000年に、テント撤去に反対する目的で結成された。2007年にテントが撤去された)。釜ヶ崎には、この他にも重要な運動団体(釜ヶ崎地域合同労働組合等)がある。
- 12) 大阪の公園のテント撤去をめぐる政治過程の分析は、次の論文をみられたい[青木 2005]。
- 13) 政府の関係省庁(当時の厚生省・労働省等)が委嘱したホームレス問題連絡会議の研究会である。この研究会の報告を基に、ホームレス自立支援法案が諮問された。
- 14) 「社会生活を拒否する者」の文言が、野宿者への偏見を煽ると批判され、翌年の報告では「一般社会生活から逃避している者」に変えられた[ホームレス問題連絡会議 2000]。
- 15) 外縁層とは野宿(労働)者、基底層とは(釜ヶ崎の)日雇労働者を指す。この文書は、反失連の活動家(当時)によって書かれた。
- 16) 行政が運動や世論の動向を睨み、テントを黙認したり、公園の一角で野宿を認めることもある。しかし、それはどこまでも「暫定的処置」である。
- 17) 活動家には、日雇労働者出身の人、組織労働者出身の人、労働運動家出身の人、政治結社出身の人、学生運動家出身の人がいる。活動スタイルには、組合活動型、テント常駐型、外部派遣型、ボランティア型がある。
- 18) 実際、学者や弁護士、医師、看護師、社会保険労務士等が、運動団体の内外で活躍している。
- 19) 公園対抗型の運動団体の中心的な活動家が、次々に逮捕された。

- 20) 「運動体が『自立』という『成果』を行政と共有することになれば、官僚制的な効率主義から距離を取り続けることは難しい。支援運動による、一人でも多くのいのちを守るという判断を根拠になされる行政との連携は、意図せざる機能への加担という難題を抱え込まれているといえる」〔西澤 2010 : 131-2〕。
- 21) 例えば「赤字公債、政策投資の失敗、供給サービスの価格の決定の失敗、公共サービスの供給量不足、供給先のミスマッチ、画一的サービス（多様なニーズの不充足）、緊急時の対応不可能性」〔早田 2006 : 24〕等が指摘されている。
- 22) 高度に同質的な社会である日本では、行政から自立した NPO は育たず、行政の「代理人」にならざるをえないという指摘がある〔Salamon 1996 : 167〕。しかしその前に、そもそも NPO とは行政から完全に自立した活動団体たりえるかという、原理的な問題がある。
- 23) 野宿者を援護する NPO の多くも、事業体化している。
- 24) 「NPO と市民社会」問題において、全般に、NPO の社会変革力に過剰な期待が抱かれている。議論の詳細は別稿に譲る。

【文献】

- 青木秀男, 2005, 「どこ行けいんや！——公園野宿者の占拠と排除」『日本都市社会学年報』23: 57-73.
- 雨森孝悦, 2007, 『テキストブック NPO——非営利組織の制度・活動・マネジメント』東洋経済新報社.
- Althusser, Louise, 1995, *Sur la Reproduction*, Paris: Press Universitaires de France. (= 2005, 西川長夫ほか訳『再生産について——イデオロギーと国家のイデオロギー諸装置』平凡社.)
- Gramsci, Antonio, *Opere Scelte di Antonio Gramsci..* (= 1961, 山崎功監修, 『グラムシ選集 I』合同出版.)
- 早田幸, 2006, 「イギリス——公益セクターの再編とパートナーシップ」久塚純一・岡沢憲芙編『世界の NPO——人と人の新しいつながり』早稲田大学出版部, pp. 1-30.
- 長谷川公一・町村敬志, 2004, 「社会運動と社会運動論の現在」曾良中清司ほか編著『社会運動という公共空間——理論と方法のフロンティア』成文堂, pp. 1-24.
- 反失連（釜ヶ崎反失業連絡会）, 1999, 『釜ヶ崎反失業連絡会から 釜ヶ崎と連帯するみなさんへ報告』13.
- , 2000.2.14 号, 2000.5.19 号, 2002.9.39 号, 2002.11.7 号, 『釜ヶ崎反失連ニュース』.
- 日雇全協（全国日雇労働組合協議会）, 1998, 『日雇全協 14 回大会 大会議案書（案）』.
- ホームレス問題連絡会議, 1999, 「ホームレス問題に対する当面の対応策について」.
(http://www.jil.go.jp/jil/kisya/syokuan/990526_01_sy/990526_01_sy.html, 2010.4)
- , 2000, 「ホームレスの自立支援方策について」.
(http://www1.mhlw.go.jp/houdou/1203/h0308-1_16.html, 2010.4)

- 今村仁司, 1997, 『アルチュセール——認識論的切断』講談社.
- 医療連 (釜ヶ崎医療連絡会), 1994, 『医療連通信』2.
- , 2007, 『IMAGINE いまじん』20.
- 岩田正美, 2000, 『ホームレス／現代社会／福祉国家』明石書店.
- K, 2000, 『「新自由主義的」労働者支配下における『階層的』運動の準備に向けて——Fさんの『第三次反失業闘争裁判冒頭陳述書』を読み込んで』.
- 釜日労 (釜ヶ崎日雇労働組合), 2000, 『釜ヶ崎日雇労働者の生きるための反失業闘争』.
- , 2009.11.13号, 2010.1.16号, 『釜ヶ崎解放』.
- 釜パトの会 (釜ヶ崎パトロールの会), 1997, 『前略 路の上より——大阪発』1.
- , 1998, 『前略 路の上より——大阪発』2.
- , 2000, 『「ホームレス問題に対する当面の対応策について」の論点と問題点』.
- , 2007, 『釜パト通信』389.
- 釜パトの会ほか (釜パトの会・特就労組・長居公園仲間の会), 2002, 『「ホームレス特措法」についての立場表明』.
- 勝ち取る会 (釜ヶ崎高齢日雇い労働者の仕事と生活を勝ち取る会), 1992, 『かちとる会』1.
- , 1999a, 『かんざし便り』1.
- , 1999b, 『かんざし便り』3.
- , 2000, 『かんざし便り』4.
- 協友会 (釜ヶ崎キリスト教協友会), 2010, 「釜ヶ崎キリスト教教友会」
(<http://www.gyokokai.org/~kyoyukai/panf/kyoyukai.htm>, 2010. 4) .
- , 2006, 『釜ヶ崎キリスト教協友会通信』65.
- 黒澤惟昭, 2007, 『現代に生きるグラムシ——市民的ヘゲモニーの思想と現実』大月書店.
- 厚生労働省, 2010a, 「ホームレスの実態に関する全国調査 (概数調査)」
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/homeless10/index.html>, 2010. 5) .
- , 2010b, 「ホームレスの実態に関する全国調査 (概数調査) 結果」
(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/04/h0404-1.html>, 2010.5) .
- 松田博, 1995, 「転換期のなかのグラムシ」松田博・鈴木富久編『グラムシ思想のポリファニー』法律文化社, pp. 1-23.
- なすび, 2008, 『「自立」支援策の欺瞞を打ち返す野宿者運動の『自律』と協働性——新自由主義に抗する『持たざる者』の闘い』リプリーザ』リプリーザ社, pp. 38-46.
- 日本社会学会, 2006, 「特集 社会運動の今日的可能性」『社会学評論』57(2): 220-368.
- 西澤晃彦, 2010, 『貧者の領域——誰が排除されているか』河出書房.
- 逢坂隆子ほか, 2003, 「大阪市におけるホームレス者の死亡調査」『日本公衛誌』50(8): 686.
- 大阪市, 2005, 『事業分析 (経過報告) ホームレス・あいりん』.
- , 2009, 『大阪市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画 (2009年度-2013年度)』.

- 大阪市大（大阪市立大学都市環境問題研究会），2001，『野宿生活者（ホームレス）に関する総合的調査研究報告書』。
- 大谷明夫，1978，『グラムシ「新君主論ノート」の研究——先進国型革命論の理論的原型』大明堂。
- 崔章集（中村福治訳），1995，「政治理論とヘゲモニー」松田博・鈴木富久『グラムシ思想のポリフォニー』法律文化社，pp. 105-41.
- Salamon, M. Lester and Helmut K. Anbeier, 1991, *The Emerging Sector, USA*: John Hopkins University, (= 1996, 今田忠訳『台頭する非営利セクター——12カ国の規模・構成・制度・資金源の現状と展望』ダイヤモンド社。)
- 柴田高好，2000，「グラムシの国家論」『国家を読む』情況出版，pp. 262-75.
- 曾良中清司ほか，2004，『社会運動という公共空間——理論と方法のフロンティア』成文堂。
- Tarrow, Sidney, 1998, *Power in Movement: Social Movement and Contentious Politics*, Second Edition, Cambridge University Press. (= 2006, 大畑祐嗣監訳『社会運動の力——集合行為の比較社会学』彩流社。)
- 特就労組（特別就労者労働組合・準備会），2000a，『五・二二集会基調』。
- ，2000b，『登録者全員の方で就労枠の拡大をめざそう！ 第2回準備会集会』。
- 牛山久仁彦，2006，「社会運動と公共政策——政策形成における社会運動のインパクトと『協働』政策の課題」『社会学評論』57(2): pp. 259-74.